

板橋区議会手話通訳実施要綱

(平成12年9月8日 区議会議長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、聴覚、音声又は言語機能に障がいのある者（以下「聴覚障がい者等」という。）に対して、手話通訳を行うことにより、聴覚障がい者等に開かれた議会を実現することを目的とする。

(手話通訳実施会議)

第2条 手話通訳を行う会議は、本会議、委員会及び議長が必要と認める会議とする。

(手話通訳対象者)

第3条 手話通訳の対象者は、聴覚障がい者等で前条の会議の傍聴を希望する者及び議長が必要と認める者とする。

(手話通訳の申込み)

第4条 手話通訳を希望する者は、原則として希望日の7日前までに、区議会事務局に申し出るものとする。

(実施方法)

第5条 手話通訳は、前条の規定による手話通訳の申し出があったときに板橋区登録手話通訳者会に依頼し、その希望時間帯に手話通訳者の派遣を受けて実施する。

(手話通訳者の配置)

第6条 手話通訳者の配置は通訳時間に応じ次の各号に定める人数とし、指定する場合において交代で手話通訳を行うものとする。

(1) 1時間未満 1人

(2) 1時間以上2時間未満 2人

(3) 2時間以上 3人

(実施開始時期)

第7条 本事業は平成12年第4回区議会（9月定例会）から実施する。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年9月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年12月4日から施行する。